

経済取引の国際化・多様化を踏まえた 適正・公平な課税の実現

(令和元年8月21日専門家会合 財務省・国税庁資料抜粋)

適正申告を担保するための仕組み（税務調査の流れと関連する主な制度）

<税務調査の流れ(大まかなイメージ)>

<関連する主な制度>

① 納税者による確定申告
(無申告の場合もあり)

- ・ 記帳及び帳簿書類の保存義務
- ・ 独立企業間価格の算定に必要な資料の作成・保存義務
- ・ 申告義務

② 税務当局による各種情報の分析
⇒ 調査対象者を選定

- ・ 法人税申告書別表(国外関連者に関する明細書等)
- ・ 納税者本人が提出する法定調書(国外財産調書(平成26年)等)
- ・ 第三者が提出する法定調書(国外送金等調書(平成10年)等)
- ・ 共通報告基準(CRS)に基づく非居住者の金融口座情報の自動的情報交換(平成30年)
- ・ 税務当局による事業者等への情報照会(令和2年)

③ 税務当局による税務調査の実施

- ・ 税務職員の質問検査権(対本人／対取引相手等)
- ・ 租税条約等に基づく外国税務当局への情報交換要請

④ 納税者による修正申告、
税務当局による更正・決定

- ・ 税務当局による更正・決定(期間制限あり)

⑤ 加算税、延滞税の課税

- ・ 過少申告加算税(本税の10%)、無申告加算税(15%)等
- ・ 重加算税(隠蔽・仮装による過少申告35%、同無申告40%)
- ・ 延滞税(令和元年年分8.9%)

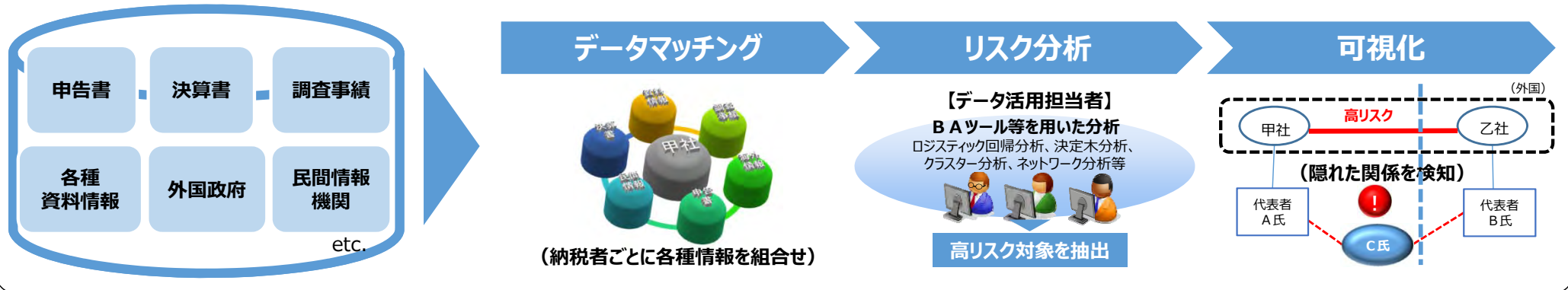
※加算税等の割合は各種加減算あり(上記は基本的な率)。

調査・徴収の効率化・高度化のイメージ

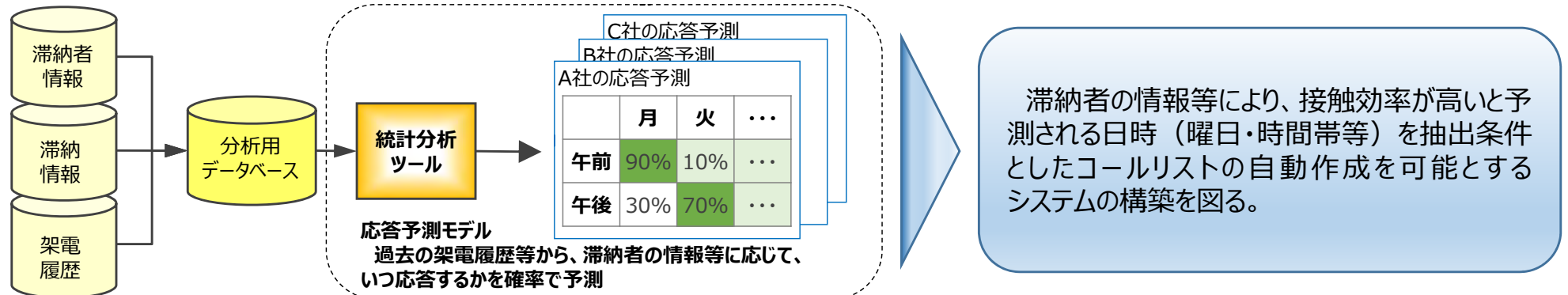
【取組例⑧】データ活用による事務の効率化・高度化に向けた取組

国税庁及び国税局にデータ活用を担当する職員を置き、次のような取組を推進。

これまでの申告内容や調査事績、法定・法定外資料等の情報のほか、民間情報機関や外国政府から入手する情報など、膨大な情報リソースを、BAツール※等を用いて、加工・分析を行い有機的なつながりやデータ間の関連性を把握することにより、高リスク対象を抽出。調査選定等の事務を効率化・高度化。



滞納者の情報（規模・業種等）や過去の架電履歴等を分析して応答予測モデルを構築。応答予測に基づき作成した効果的なコールリストにより、接触効率の向上を図ることで電話催告事務を効率化・高度化。



※ BA（Business Analytics）ツール：統計学や機械学習等の技術を用いてデータ分析を行うツール。

情報収集の拡大

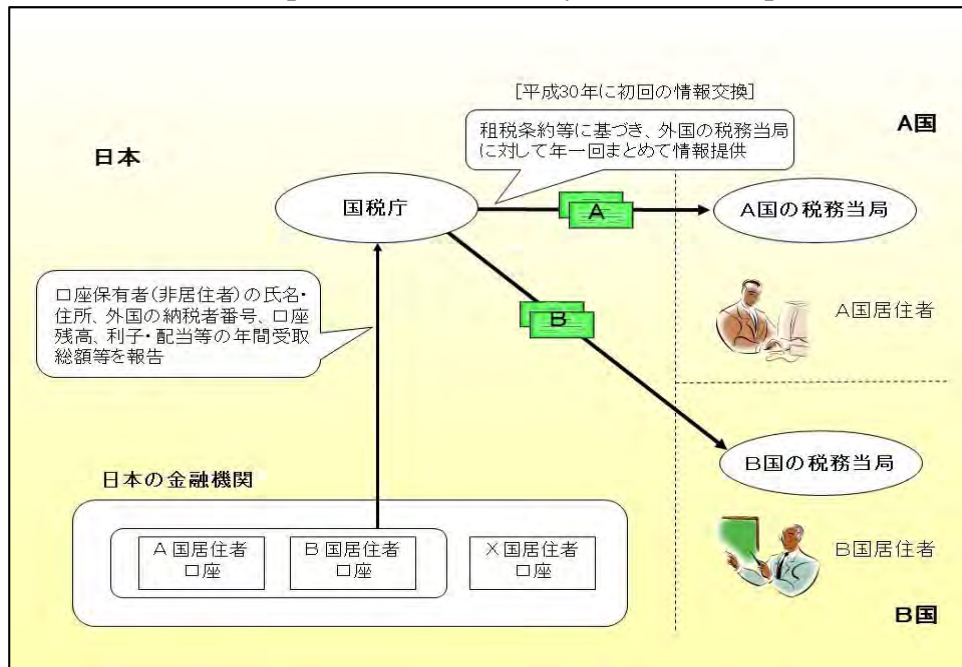
【取組例⑨】CRS[※]に基づく非居住者金融口座情報（CRS情報）の自動的情報交換による情報の拡充

- 各国の税務当局は、自国に所在する金融機関から非居住者が保有する金融口座情報の報告を受け、租税条約等の情報交換規定に基づき、その非居住者の居住地国の税務当局に対し、その情報を自動的に提供する。

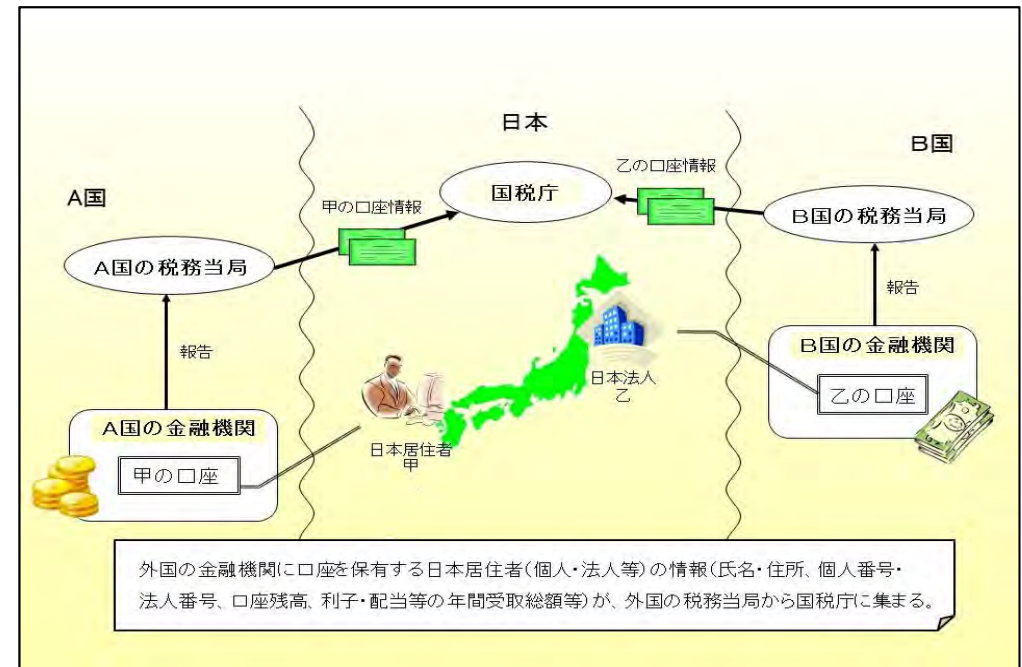
◀日本の対応▶

- 平成27年度税制改正において、金融機関による非居住者の口座情報の報告制度を整備（平成29年1月施行）。
- 国税庁は、平成30年以後、毎年4月末までに国内に所在する金融機関から報告を受け、その年の9月末までに外国の税務当局に対し情報提供を行うとともに、外国の税務当局から、その国の金融機関に日本の居住者が保有する金融口座に関する情報の提供を受ける。

[日本から外国への情報提供のイメージ]



[外国から日本への情報提供のイメージ]



※ CRS: 経済協力開発機構(OECD)が策定した非居住者の金融口座情報を税務当局間で自動的に交換するための国際基準であるCommon Reporting Standardの略。

情報収集の拡大

【取組例⑩】情報照会手続の整備

暗号資産（仮想通貨）取引やインターネットを通じた業務請負の普及など、経済取引の多様化・国際化が進展する中、適正課税を確保するため、令和元年度税制改正において、現行実務上行っている事業者等に対する任意の照会（協力要請）について法令の規定が整備されるとともに、高額・悪質な無申告者等を特定するための情報について、国税当局が事業者等に報告を求める仕組みが整備されました（令和2年1月1日以後に行う協力要請や報告の求めについて適用）。

(1) 事業者等への協力要請

現行実務上行っている事業者等に対する任意の照会について、税法上、国税当局が事業者等に対して協力を求めることができる旨が明確化。

(2) 事業者等への報告の求め

高額・悪質な無申告者等を特定するため特に必要な場合に限り、担保措置を伴ったより実効的な形による情報照会を行うことができる規定が整備されたもの。なお、事業者等に対して照会できる場合及び照会情報は限定されており、事業者等による不服申立て等も可能。

【照会できる場合】以下の全てを満たすこと

- 他の方法による照会情報の収集が困難であること（※ 法定調査や協力要請等により対象情報が入手できる場合は対象外）
- 申告漏れの可能性が相当程度認められること（以下の①～③のいずれかに該当する場合）
 - ① 多額の所得（年間1,000万円超）を生じうる特定の取引の税務調査の結果、半数以上で当該所得等について申告漏れが認められた場合
 - ② 特定の取引が違法な申告のために用いられるものと認められる場合
 - ③ 不合理な取引形態により違法行為を推認させる場合
- 求める情報の範囲や回答期限の設定に当たっては、相手方の事務負担に十分に配慮すること

【照会主体】

- 事業者等の所在地の所轄国税局長（※ 照会しようとする場合には、あらかじめ、国税庁長官の承認を受けなければならない。）

【照会方法】

- 60日を超えない範囲内においてその準備に通常要する日数を勘案して指定する日までに書面による報告を求める

【照会情報】

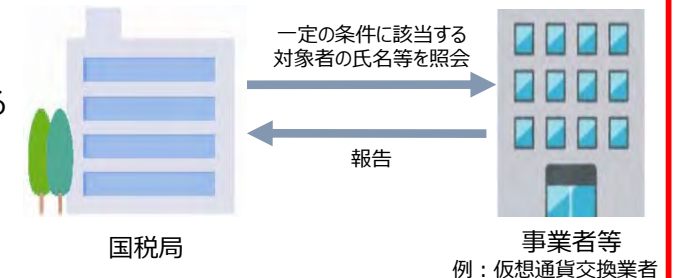
- 対象者の氏名（又は名称）、住所（又は居所）、番号（個人/法人）（※ いずれも保有している限度で対象とする。）

【不服申立て等】

- 不服申立てや取消訴訟の対象として位置付け（※ 国税通則法上「処分」として位置付け）

【担保措置】

- 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金



複雑困難事案への対応（新しい経済取引への対応等）

シェアリングエコノミー等新分野の経済活動の適正課税の確保を目指します。

新分野の経済活動・取引例

(主な特徴・傾向)

- ①広域的・国際的取引が容易
- ②足が速い
- ③取引の実態が分かりにくい
- ④申告手続等に馴染みのない方の参入が容易



デジタルコンテンツ



ネット通販・ネットオークション



暗号資産（仮想通貨）



ネット広告（アフィリエイト等）



シェアリングビジネス・サービス

適正申告のための環境作り

国税庁ホームページを通じた情報発信



(掲載内容の例)

- ・確定申告等の税務手続
- ・取引に関する課税上の取扱い

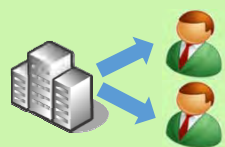
納税者利便の向上



(令和元年開始の取組例)

- ・スマホ専用画面で申告書作成
- ・QRコードを利用したコンビニ納付
- ※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標。

仲介事業者・業界団体を通じた適正申告の呼びかけ



(取組例)

- ・業界団体から会員各社(仲介事業者)へ呼びかけ
- ・仲介事業者から利用者へ呼びかけ

情報収集・分析の充実

プロジェクトチームの設置



- ・全国税局・事務所に設置
- ・関係部署の職員で構成

公開情報から効率的に収集
(インターネット等)

法的枠組みも利用して
非公開の有用情報を収集
(法定調書、情報照会手続等)



各種情報を組み合わせて
課税上問題があると見込まれる納税者を的確に把握



自発的な適正申告の履行を呼びかける必要のある納税者

大口・悪質な申告漏れ等が見込まれる納税者

行政指導の実施

取引の有無・内容を確認（お尋ね）



自主的な申告内容の見直し・申告の必要性の確認を要請（見直し・確認）



※効果的・効率的な実施のため担当部署の設置も検討

厳正な調査の実施

プラットフォーム等からの証拠収集・事実認定



反面調査 外国当局への情報提供要請

ICT事案特有の証拠隠しにも対応



(例) デジタル・フォレンジックの活用

専門家会合でいただいた主なご意見

専門家会合でいただいた主なご意見

1 税務関係手続の電子化

- 日頃の記帳や書類の保存から確定申告に至るまで、紙ベースで行っているとどうしても転記ミスや書類紛失のリスクが生じる。その管理や是正のために社会全体として大きなコストを要しているというのが現状だが、電子的に授受された請求書等のデータがそのまま帳簿データに反映され、更にそのデータを活用して電子申告を行うことができれば、納税者の利便性が向上するだけでなく、正確な記帳や申告の実現にもつながる。そうした観点から、税務関係業務の電子化について、官民が協働して推進すべき。
- マイナポータルやスマートフォンを活用した確定申告・年末調整手続の電子化についても同様に、利便性の向上だけでなく、計算誤りのない申告を可能とするもの。企業の生産性向上や行政の効率化にもつながるものであることから、具体的な工程を示しつつ、官民が協働して推進すべき。
- マイナポータルを活用した電子申告をはじめ、税務関係手続の電子化を推進していくためには、ユーザーである国民に、その利点をよく理解してもらうことが重要であるため、その周知・広報に努めるべき。
- 控除関係書類のデータをマイナポータルを介して自動転記するという仕組みについては、確定申告だけでなく、年末調整において従業員が提出する保険料控除申告書等の作成にも活用が可能。マイナポータルを活用した年末調整についても具体的な検討を進めてはどうか。また、将来的には給与収入の情報についても、マイナポータルを介して入手されることが重要だが、その具体的な仕組みを検討すべきではないか。
- 諸外国では確定申告に必要な控除証明書等の情報が税務当局に一元的に集約され、納税者に提供される例が多いが、我が国では納税者がマイナポータルを経由して一括入手するという分散的な仕組みを指向していると整理できるのではないか。

専門家会合でいただいた主なご意見

1 税務関係手続の電子化（続き）

- マイナポータルを活用した確定申告や年末調整の実現のためには、その前提として、マイナンバーカードやマイナポータルの普及が進んでいることが必要。確定申告・年末調整の簡便化を掘りどころに、それらの普及を促進するということも考えられるのではないか。
- 国税の納付については、オンラインやクレジットカードで行うことが可能であるにもかかわらず、金融機関の窓口へ赴いて行っている件数が全体の7割となっている。納付のキャッシュレス化は、納税者利便の向上だけでなく、金融機関や税務当局の業務の効率化にもつながることから、納税者がキャッシュレス納付を利用しない理由を分析した上、それに応じた対応策を検討した方が良いのではないか。
- 振替納税は利便性が高い一方で、その利用開始申請には印鑑が必要であるが、銀行の届出印を覚えておらず、利用のハードルになっているケースがある。また、納税地を異動した際、転出先の管轄税務署への振替依頼書の提出を失念し、振替納税がなされず滞納になる場合もある。預貯金口座に紐づけられたマイナンバーの利活用により、こうした課題に対処することができるのではないか。
- 令和5年（2023年）10月以降の適格請求書等保存方式（インボイス方式）の導入を見据え、企業のコンプライアンスコストを軽減するとともに、正確な記帳や申告を実現する観点から、電子的な請求書等の授受を普及促進すべき。
- 帳簿や関係書類の保存については、紙ベースよりも電子データのまま行う方が、企業にとって業務の効率化につながることは明らかだが、タイムスタンプの付与には費用がかかるため、電子帳簿等保存制度の利用が普及していないという面がある。ICT化の進展を踏まえ、クラウド上でのデータの授受など多様な手段によりデータの適正性を確保できるのであれば、そうした手段を認めることも含め、制度の見直しを検討すべき。

専門家会合でいただいた主なご意見

1 税務関係手続の電子化（続き）

- 電子帳簿等保存制度は、データでの保存を認めるとの規制緩和の観点から導入されたが、その見直しに際しては、データの適正性の確保や効率的な税務調査の実施のためのデータ保存の在り方といった点も考慮する必要があるのではないか。
- 1,700を超える地方団体で様式が異なっており、社会全体の手続コストがかかっているのが実情。そうした中で、地方税の手続の電子化は結果的に様式の統一化になり、手続コストを下げていくという点にも留意する必要。
- 地方税共同機構が設立され、地方税共通納税システムが開始されることをはじめとして、全国統一で新たな取組を進めると、個々の地方団体のシステムにも少なからず影響がある。新たな取組をする際には、地方団体のシステム改修費用を念頭に置いて、地方団体向けに情報を早期に出すなど、計画的な対応が必要ではないか。

専門家会合でいただいた主なご意見

2 適正・公平な課税の実現

- 経済取引の多様化や国際化が進む中、税務当局による把握が難しいことを奇貨として、適正な申告・納税を行わない納税者がいるのは問題。誠実に申告・納税を行っている納税者が不公平感を抱くことのないよう、適正な申告をしていない者に対しては厳正な対応が必要。
- 税務当局のマンパワーが限られている中、経済社会の変化に的確に対応し、真に必要性の高い分野に対して効率的に税務調査を行うためにはデータの活用が不可欠であるため、そうした観点から体制の整備や人材の育成に努めるべき。
- 適正な課税を実現するための税務当局による情報収集について、既存の権限や行政指導で限界があるのであれば、新たな枠組みについても検討すべき。
- 税務調査に対する納税者の協力を促す観点から、ドイツのように一般的な協力義務に関する法規定を設けるといっても考えられるが、国ごとに法体系や社会状況が異なるという点に留意が必要。
- 執行管轄権の制約上、税務当局が、国外事業者の保有する情報を入手することについて困難が生じているのであれば、国内の関連する事業者に対してその入手を求めるということも考えられる。その際、求める情報の範囲については、当該国内の事業者が当該国外の情報にアクセスし得るかどうかという点も考慮して検討することが重要。また、納税者や第三者事業者の権利保護や事務負担の抑制にも配慮する必要。
- 納税者に特定の資料の入手や保存を義務付けたり、行政命令によりその提出を求めるということも考えられるが、その実効性を担保するための方策についても検討が必要。現行の質問検査権と同様、罰則による間接強制という方法もあれば、行政上の制裁により経済的なディスインセンティブを与えるという方法もある。

専門家会合でいただいた主なご意見

2 適正・公平な課税の実現（続き）

- 課税関係の判断のために必要な情報を納税者が開示しないというような場合、罰則による間接強制では効果に限界があるため、推計課税の仕組みを設けるなど実体法面での検討も必要。
- 課税処分の立証責任が課税庁にある中、税務調査における事実関係の把握は重要。納税者が必要な情報を開示しない場合、立証責任を転換することや課税庁側の立証の程度を緩和することなどについても検討してはどうか。
- 現行制度上、納税義務違反を抑止し、その是正を図るための仕組みとして、税務当局による更正・決定権限や加算税や延滞税などがあるが、経済社会の複雑化に伴い税務調査の困難性も増している中、更正・決定の期間制限も含め、これらの制度の在り方について体系的に見直すことも必要ではないか。
- 国税だけでなく地方税の手続の電子化を進める上で、納税者の利便性向上、地方団体の業務効率化・省力化に加え、適正な課税の確保の視点を持ちつつ、検討することが必要ではないか。
- B E P S 行動計画にも掲げられているタックス・プランニングの義務的開示制度（MDR）について、は、周辺環境の整備も含め、計画的に検討を進めるべきではないか。

納税環境整備に関する専門家会合

○税制調査会委員・特別委員

座長	岡村 忠生	京都大学教授法学系（大学院法学研究科）
	翁 百合	株式会社日本総合研究所理事長
	小幡 純子	上智大学教授・法学部長
	神津 信一	税理士
	田近 栄治	成城大学経済学部特任教授
	土居 丈朗	慶應義塾大学経済学部教授
	沼尾 波子	東洋大学国際学部教授

○外部有識者

	齋藤 誠	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	佐藤 英明	慶應義塾大学大学院法務研究科教授

<開催実績>

第1回	平成30年10月24日（水）
第2回	平成30年10月29日（月）
第3回	平成30年11月 5日（月）
第4回	令和元年 8月21日（水）